## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会設置要綱

平成30年8月31日 法務大臣決定

## 1 名称

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会

## 2 目的

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会(以下「検討会」という。) は、国民及び外国人双方の視点に配慮しつつ、共生施策の企画及び立案に資する意 見聴取等を実施し、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を検討すること を目的とする。

## 3 検討会の構成

- (1)検討会の議長は、法務省大臣官房政策立案総括審議官とする。
- (2) 検討会は、関係行政機関の職員で、法務大臣が指名した官職にある者のほか、 有識者をもって構成する。
- (3)検討会の構成員となる有識者は、法務大臣が指名する。
- (4) 検討会の構成員の有識者の任期については、法務大臣が別途定める。
- (5) 検討会に副議長を置く。副議長は、構成員の中から法務大臣が指名する。
- (6) 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 4 検討会の庶務は、大臣官房秘書課外国人施策推進室において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議 長が定める。